

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 旭川市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.6%
全職員	60.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	87.2%
本庁課長相当職	95.0%
本庁課長補佐相当職	93.2%
本庁係長相当職	99.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.2%
31～35年	95.1%
26～30年	93.6%
21～25年	92.8%
16～20年	90.3%
11～15年	90.7%
6～10年	93.3%
1～5年	85.7%

- * 対象期間：令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）
- * 給与：基本給、時間外手当、期末手当等を含み、通勤手当、児童手当等を除く。
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- * 男女の給与の差異＝女性の平均年間給与÷男性の平均年間給与×100（小数点第二位を四捨五入）
- * 平均年間給与＝年度の給与総額÷当該年度中の各月の給与支払日において給与を支給した職員数の平均
- * 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者（市長部局、議会事務局、行政委員会事務局、消防本部、水道局、市立旭川病院、農業委員会事務局、教育委員会）については、人事管理を一体的に行っており、合算した数値を掲載している。

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員について、男性職員の方が扶養手当や管理職手当等を支給されている割合が多いことから、全職員における男女の給与の差に影響を与えていると考える。

・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、女性職員全体に占める会計年度任用職員の割合（約 61%）が、男性職員全体に占める割合（約 22%）よりも多いことから、全職員における男女の給与の差に影響を与えていると考える。

・勤続年数が20年以下の4つの区分について、育児に関わる制度取得により給与の一部が支払われていない職員の割合は女性の方が多いこと、勤続年数が比較的短くかつ給与水準が高い傾向にある医療職の割合は男性の方が多いことから、当該区分における男女の給与の差に影響を与えていると考える。